

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 9 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和5年9月29日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第67号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号)
日程第3	議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について
日程第4	議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について
日程第5	議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算(第3号)
日程第6	議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第8	議案第73号 市道路線の認定について
日程第9	請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書
日程第10	請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
日程第11	議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命について
日程第12	議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命について
日程第13	議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15	議員派遣について
日程第16	委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号及び請願第2号につきましては、付託した各常任委員会の請願審査報告、請願審査報告に対する質疑、討論、採決、議案第74号から議案第77号までの追加議案4件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、9月21日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に平本勸曜委員、副委員長に奥田富代子委員が選出されました。

次に、本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第74号から議案第77号までの議案4件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）～

日程第8 議案第73号 市道路線の認定について

○田中議長 日程第2 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件から日程第8 議案第73号 市道路線の認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の外、議案2件です。

当委員会は、9月25日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第73号 市道路線の認定の件、以上3議案、いずれも討論なく、全会一致で、議案第67号は承認、議案第70号の所管部分は可決、議案第73号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）では、工事請負費を増額補正しているが具体的な内容は。当初の予定工事とは違う内容なのか。第3配水池以外に今後改善が必要と考えられる地点は。について。

議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、マイナンバーカード交付事業についてトラブル等に対する市の認識は。トラブルに対する今後の取組は。マイナンバーカードの医療関係の実態把握は。会計年度任用職員報酬について必要理由は。について。

議案第73号 市道路線の認定の件では、中迫38号線を認定する理由は。道路を所有していたのは誰か。境界線はどこか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の外、議案4件です。

当委員会は、9月26日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定について、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分、議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号、議案第69号、議案第70号の所管部分、議案第71号及び議案第72号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件では、公衆浴場廃止後の具体的な施策についての想定は。今後、運動器具を設置する場合の設置者は。また廃止する公衆浴場の利用方法は。現在の指定管理者との調整は。について。

議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定の件では、条例案第2条第5号における関係地域の設定及び設定方法は。また、市民の意見の反映方法は。環境を守る審議会の意見を聴取するとのことであるが、審議会の構成員は。産業廃棄物処理施設設置の許可権者は。について。

議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）所管部分では、保健福祉センター運営費の工事請負費について、プレハブの設置は永久的か一時的か、どちらか。保健福祉センター運営費の工事請負費について、シルバー人材センターが移設となり行政財産使用料が増額となるが、サービスの提供料金に転嫁されることはないのか。学校給食運営費の工事請負費について、工事期間はどの程度見込んでいるのか。について。

議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市水道事業会計補正予算第2号）の件、議案第68号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件、議案第69号 岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の制定の件、議案第70号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件、議案第71号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第72号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第73号 市道路線の認定の件、以上議案7件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案7件に対する討論を終結いたします。

議案第67号から議案第73号までの議案7件を一括して採決いたします。

この議案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり承認、議案第68号から議案第72号までの議案5件は、原案のとおり可決、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書～

日程第10 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書

○田中議長 日程第9 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の件及び日程第10 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の件の請願2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願2件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、付託した各常任委員会の委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書です。

当委員会は、9月25日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて、請願書の審査を行いました。紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、挙手による採決の結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書です。

当委員会は、9月26日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて、請願書の審査を行いました。紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、挙手による採決の結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、請願ごとに行います。

請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

まず、飛行に関して、普天間基地の飛行場から離発着する米軍機と米軍ヘリコプ

ターの飛行ルートは、日米の両政府間で場周経路を設定し、合意しているが、気象条件などのために場周経路外を飛ぶこともあると沖縄防衛局は説明しているとのことであります。民家が隣接する普天間基地については、事故の危険性や騒音問題などから、移設についてこれまで様々な代替案が示され、結果、辺野古のキャンプ・シュワブへの移設で決着していますが、国と沖縄県が係争していた経過もあります。

次に、フッ素化合物（P F A S）についても、健康被害についてはまだ分かっていないことが多く、また日本では土壌の基準値が設定されていないとのことで、はっきりしていないことに賛成はしかねます。米軍基地に起因する問題は、一義的には国の問題であり、米軍基地があるのは沖縄県であります。請願の趣旨は十分に理解しますが、沖縄の基地問題は、岩出市議会が軽々に取り扱う内容ではないと考えます。

よって、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願書につきましては、採択すべきでないとし申し上げ、反対討論といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 請願第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

団体のコドソラは、沖縄県宜野湾市在住の保護者によって結成されたグループです。今、全国の自治体に請願、陳情への取組を行っています。2017年12月に起きた保育園、小学校への米軍機からの落下物事故をきっかけに、子供が通う学びの場が危険にさらされていることを再認識し、これまでも、沖縄県や宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在沖米国領事館などにも訴えてきています。

事故から4年が経過する中で、今度は沖縄米軍基地周辺で有機フッ素化合物（P F A S）による水の汚染が問題となってきました。子供たちの通う保育園や小学校の上で米軍機による危険な訓練を行わないでほしい。空の安全に加え、水や土の安全も脅かされ、憲法に保障される生存権が守られない状況に終止符を打ってほしい。これが切なる保護者の皆さんの願いです。

どこに住んでいても子供が安全・安心に過ごせるようにするためには、沖縄だけの問題とするのではなく、自分のまちのことと捉え、当たり前のルールを守ってもらうこと、県だけでなく、日本政府の責任において調査を行うことは当然の訴えで



はないでしょうか。

1点目の学校上空、普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の飛行禁止について。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で、学校や病院などの上空を避ける場周経路の設定で合意しています。ところが、場周経路を外れた飛行が常態化している実態があります。ルールが守られてないということです。履行させるためにも、政府に意見書を提出することは重要なことです。

2点目は、土壌調査、P F A S 汚染特定箇所の土壌の入替えについて。

日本では土壌汚染の基準値はありません。しかし、有機フッ素化合物について、令和2年5月に、環境省が暫定指針値として1リットル当たり50ナノグラムが設定されました。基準値が設定されたのは、胎児や子供の成長に悪影響を及ぼすことが分かってきたためです。

沖縄県の調査で、普天間飛行場周辺の湧き水等から、暫定指針値を超過する高濃度の有機フッ素化合物が検出されています。アメリカでは地下水を汚染する可能性がある値1キログラム当たり38ナノグラムの基準値が設定されており、2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小学校の敷地の一部から、アメリカ基準の29倍に達する有機フッ素化合物が検出されています。

反対者が言うように、健康被害についてはまだ分からないとの意見もありますが、逆に言えば、よく分からないからこそ、保護者は子供に何かあったらと考えるものです。不安に思い、調査をしてほしい。アメリカの基準値より高い数値で出ているなら土壌を入れ替えてほしい。子供の教育の場、遊びの場でもある学校の安全を思うなら当然の意見です。日本の土壌基準の設定と今後の研究を早期に進めるためにも、国に意見書を上げることは必要です。

3点目は、これまでも請願者は何度も何度も政府に訴えてきています。それでもなおルールを守られず、国の責任で調査も行われず、子供の命が守られるための改善が行われてきていないのが現状です。子供の命に関わる危険があるということを実際に向き合い、こうした状況を前に進めるためにも、この請願を採択し、国に意見書を上げることが必要だと考えますので、この請願には賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田中議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第2号 岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

岩出市では、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費の補装具費で補聴器の費用を支給しております。補装具費による補聴器購入助成は、身体障害者手帳の等級が一番低い6級を取得された方から対象となり、所得制限や購入基準額に上限はありますが、年齢に関わりなく助成を受けることができます。また、購入基準額の1割が自己負担となりますが、住民税非課税世帯や生活保護世帯については自己負担がなく、一定の所得水準の方に対する配慮もなされております。福祉施策は公平な制度の下に構築されることが基本であると考えますので、岩出市独自の制度創設は、岩出市の福祉施策全体のバランスを失すと思われる、また、市町村間で制度が異なるということは、平等性に欠けると考えます。

このようなことから、岩出市議会では、軽度・中等度難聴者の補聴器購入に対して、全国統一の公的支援制度を構築するよう要望する意見書を全会一致で可決し、令和3年9月に国に対して提出したものと考えております。

今後、少子化高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを考えますと、福祉施策は、公平な制度の下、財源やほかの施策とのバランスを勘案しながら推進していくべきであると考えております。

耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解しますが、国における制度創設や制度拡充がなされない中、岩出市独自で制度を創設することは平等性に欠けると考えますので、岩出市として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創出を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第2号の賛成討論を行います。

高齢者における難聴の実態として、70歳代男性の23.7%、女性は10.6%、80歳代では男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴者となっているとされています。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけではなく、外出を控え、コミュニケーションが取りにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も増加するとされています。厚生省の介護予防マニュアルでも、高齢者のひきこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて対策を求めています。

現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推測も出ていますが、要因として、補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高くて容易に買えないからと指摘されています。WHOのICOPÉガイドラインでは、難聴を適時に発見し、治療するためにも高齢者への補聴器の提供が行われるべきであるとされ、日本補聴器工業会でも、補聴器は生活の資質向上に寄与し、大変よい影響を与え、安心感、介護のしやすさ、自信や精神力、気力の改善が見られるものとして、補聴器の装着を推奨しています。介護面においても、認知症予防のほか、長寿社会に向けた対策の一環としても役立つものとされています。

岩出市としての単独事業を行うことこそ、高齢者の皆さんがひきこもりや痴呆症を誘発しない手助けとなるもので、岩出市で補聴器購入の制度が求められています。

各地の自治体では、健常者と同じような生活ができる一助になるようにと、国における難聴者対策の制度の不備を補う上からも、地方自治体としての独自の制度がつくられてきています。

厚生文教常任委員会の中で、自治体ごとにアンバランスが生じていることはふさわしくないことが反対の理由にも上げていましたが、各自治体ごとに財政力の違いがあり、違いが出るのは当然のことです。自治体財政として、どういうことができ得るのかと知恵と創意工夫を凝らして、急激な高齢化が進む下での高齢化施策の対策として、岩出市よりはるかに進んだ事業を進めている自治体の尊厳、取組をも傷つけるものと考えます。

そもそも、各自治体で制度の内容が違おうといっても、岩出市での単独事業を進めていく上では何の関係性もありません。岩出市の福祉施策としてでき得ることを考えればよいだけであり、地域ごとにアンバランスがあるからということ自体、関連性もありません。それどころか岩出市として、国に上げた意見書の意味は、このような地域間バランスを生じさせないためにも、国として制度化を行ってほしい

いと要望しています。

18日に行われた敬老会でも、市長や議長からも長寿のお祝いと高齢者の皆さんの今後の健康、長生きできるための労う、そういう祝辞も述べられました。聴力障害による補聴器購入者の9割の方が、高額負担にあえいでいます。岩出市の高齢者の皆さんが長生きしていく上で、補聴器の装着が、認知症や鬱症状を抑え、生活における安全性や対人関係、心身状態の改善が図られます。

岩出市の制度として実施していく必要があると考えますので、この請願は賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田中議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命について～

日程第14 議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○田中議長 日程第11 議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命の件から日程第14 議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件まで、議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明を申し上げます。

議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命についてであります。岩出市教育委員会教育長の湯川佳彦氏が令和5年9月15日をもって任期満了となったことに伴い、津田浩伸氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。津田浩伸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現岩出

市教育委員会委員の加島祐子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任に岩中一史氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。岩中一史氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命についてであります。岩出市農業委員会委員に欠員が生じておることに伴い、新崎裕功氏を岩出市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。新崎裕功氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

次に、議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。現岩出市固定資産評価審査委員会委員の増田充孝氏が、令和5年11月6日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。増田充孝氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議案第74号についてであります。岩出市教育委員会教育長の任命案件の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、参議院文教科学委員会において、新教育長の担う重要な職責に鑑み、議会においては所信聴取等、丁寧な対応を行うこととの附帯決議がされていることを踏まえまして、津田浩伸氏から所信表明を預かっておりますので、朗読をさせていただきますと思います。

このたび、岩出市教育委員会教育長にご推挙いただきました津田浩伸でございます。本来、皆様の前で所信を表明するべきところではありますが、本日は所用により出席ができません。誠に申し訳ございませんが、文書での所信表明とさせていただきますことをお許しく下さい。

私は、岩出市教育振興計画に掲げられている、笑顔あふれるまちづくりを目標として、教育行政に取り組んでまいります。未来を担う子供たちが夢を育み、ふるさとに愛着と誇りを持ち、心豊かな人づくりと生きる力を養うことを目指します。

学校教育分野におきましては、児童生徒が自ら課題に取り組み、仲間と協働して解決できるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な育成に取り組みます。また、ICTの効果的な活用で、学校や家庭での学びを充実させてまいります。さらに、学校と地域の連携協力によるコミュニティスクールを推進し、地域で子供の成長を

支えてまいります。

生涯学習分野におきましては、市民全ての年齢層に対応した文化活動やスポーツ活動の学習機会を充実させます。そのため各種団体との連携強化、活動支援を進めるとともに、1人でも多くの市民に参加したい、参加してよかったと思える事業の実施に努めてまいります。また、少子高齢化や情報化の急速な進展により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、ネットトラブルや児童虐待などから青少年を守る活動を各種団体と連携し、さらに充実をさせてまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、私は、和歌山県教育委員会勤務中に構築した県行政とのパイプや、県立図書館在勤中に得た図書館運営のノウハウといった強みを生かして、市の教育行政に邁進する覚悟であります。今後の教育行政につきましては、総合教育会議において、市長と十分に協議を尽くし、政策に反映してまいりる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

令和5年9月29日

津田浩伸

以上でございます。

○田中議長 これより質疑に入ります。

議案第74号から議案第77号までの議案4件に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第74号から議案第77号までの議案4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第77号までの議案4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第77号までの議案4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第74号に対する討論はありませんか。

(な し)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第74号に対する討論を終結いたします。

議案第74号 岩出市教育委員会教育長の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第75号に対する討論はありませんか。

(な し)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第75号に対する討論を終結いたします。

議案第75号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第76号に対する討論はありませんか。

(な し)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第76号に対する討論を終結いたします。

議案第76号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第77号に対する討論はありませんか。

(な し)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議員派遣について

○田中議長 日程第15 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を10月3日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を10月3日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時15分)